資料 4

道民提案の検討・整理状況 (集計表)

=当初分248件+追加分①40件+追加分②2件 290件 恒 第3回答申までの道民提案の状況

	•	-	(II			1.17	でお来って	く検討りへき	くにもり	10			「特区指派に	これのはへんも
	小 聖								検討	쏾無			対応可能なもの】	
		A+B	а + С		∢	ď	松田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	箔中にしなが	ったもの		回	雑続	æ	q
		道民提案数	(項目数)	梅巾	道民提案数	(項目数)		第1回	第2回	第3回	終了		道民提案数	(項目数)
A 地均	地域医療対策	8 4	2 8	NO. 1∼NO. 24 NO. 205∼NO. 208	ъ Г	1 4	3 (3)	3 (3)	0	0	0	ţ	1.2	4 .
職本	農林水産業の振興	3.0	2.4	NO. 25~NO. 46 NO. 209~NO. 210	1 4	8	3 (3)		2 (2)	0	2	0	9	16
O H	土地利用規制	1 4	. 8	NO. 47~NO. 52 NO. 211~NO. 212	1 3	9	3 (1)	0	3 (1)	0	က	0	-	2
の数別	経済振興対策	7 1	S 8	NO. 53~NO. 100 NO. 213~NO. 223	4.7	3.4	(2)	0	6 (5)	0	2 3	ស	2 4	2 5
E 雇用	雇用対策	9	5	NO. 101~NO. 105	0	0	0	0	0	0	0	0	9	ŧΩ
環泊	環境保全	1 6	1 6	NO. 106~NO. 120 NO. 224	3	9	2 (1)	0	2 (1)	0	4	0		10
G 子育	子育て支援	2	2	NO. 121~NO. 122	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
工	地域振興対策	8 2	7.5	NO. 123~NO. 184 NO. 225~NO. 236 NO. 243	0 1	∞	6 (4)	0	0	6 (4)	1.2	.0	8 9	5.7
教育	育・学校 :	1 3	1 3	NO. 185~NO. 192 NO. 237~NO. 241	2	2	0	0	0	0	2	0	+	
福祉	뇜	6	0	NO. 193~NO. 200 NO. 242 NO. 244	S	ιΩ	2 (2)	0	0	2 (2)	က	0	4	3
か	その他	4	4	NO. 201~NO. 204	0	0	0	0	0	0	0	o	4	4
₫ Ⅱ	1	290	244	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	136	6	2 5 (19)	4 (4)	1 3 (9)	(9) 8	5.2	16	154	151
	业档分	2 4 8	204	NO. 1~NO. 204	106	6.5	9	4	6	3	3.7	1.2	142	139
Œ,	职) 追加分①	4 0	38	NO. 205~NO. 242	2 8	26	~	0	4	က	1	4	1.2	
	追加分②	2	2	NO. 243~NO. 244	2	5	2	0	0	2	0	0	; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1	(構成比)	100.0%	100.0%		46. 9%	35 56	<10.2%>	, -	1		<21.3%>	⟨€, 6%⟩	53. 5%	%P 69

第1回答申 (3分野) 5項目のうち、【水道法】を除く4項目が道民提案によるもの

【札幌医大定員自由化】(NO.1)、【労働者派遣法】(NO.5)、【地方公務員派遣法】(NO.6)、【JAS法】(NO.36)

<u>第2回答申(3分野)</u>11項目のうち、【町内会事業法人制度】・【法定受託事務の自治事務化】を除く<u>9項目が道民提案によるもの</u>。(道民提案項目数 が答申数を上回る理由は、当初分と追加分で提案が重複していることや、複数の提案から一つの答申につながっていることによるものであり、上記表で は、第2回答申の道民提案項目数の集計値が13項目となっている) ς\

【国土利用】(NO. 49, 50, 211)、【人工林資源】(NO. 39)、【森林関係審議会】(NO. 38)、【廃棄物処理法】(NO. 113, 114)、【特定免税店制度】(NO. 56, 217)、 【国際観光振興業務特別地区】(NO. 214)、【企業立地促進法】(NO. 213)、【外国人人材受入れ】(NO. 63)、【地域限定通駅案内士】(NO. 53) <u>第3回答申(1分野)は6項目のすべてが道民提案によるもの</u>。(道民提案項目数が答申数を上回る理由は、複数の提案から一つの答申につながってい ることによるものであり、上記表では、第3回答申の道民提案項目数の集計値が8項目となっている)

【指定都市等の要件設定権限の移譲】(NO.123,225)、【道道管理権限の町村への移譲】(NO.226)、【将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制 度の創設】(NO. 243)、【維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止】(NO. 130, 227)、【福祉運送サービスに係る規制緩和】(NO. 198)、【コミュニテ ィハウスの制度創設】(NO. 244)

道民提案の検討・整理状況 [290件の内訳 (当初分 248件 + 追加分① 40件 + 追加分② 2件)]

※ 「検討結果」欄のうち、「<u>一旦終了</u>」は現時点での提案検討を一旦終了したもの、「<u>継続</u>」はペンディング中のもので今後さらに継続検討していくもの。

····				9	# #		李 1	温	# 1			
中分類	細分類	8	秦	点,	京 米 改	本被	本で 糸がんしん 核型 サスキんかん		X 和 对 列 四 点 对	や区旋率によらなく(も対応回能なもの)	P D	因温祝茶番巾
	-				重級	を		属の事権		湖布海	もも	【】は関連する答申項目
	医育大学の定員増・ 地域枠導入		医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる一意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	Θ			ļ			1007A,1061A,2006A,3063A 【①对 健医士完善白由小】
地域編 地方勤務医 在是正 確保	地域での臨床研修義務化	2	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	_		0					2006A*,2015A
	潜在医師·外国人医 師の招致	က	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	က		0					1002A,2006A*,3028A,3069A
地方への派 遣システム		-	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2						0		2006A*,3064A
	期間限定交代制の導	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2			0					1043A,2006A*
***************************************	医師派遣の円滑化	2	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関 の医師数が滅算されない措置を講ずる。	က	0	Θ						20224*,20264*,20304*
•••••••	道職員医師の民間病 院派遣	9	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の 派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	-	<u></u>	Θ						3106A [① 站 古 公
	医師、看護師等医療 従事者の需給調整	205	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする。		·						0	1223A
地方勤務誘導		7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区 分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	-		0					2006A*,3061A
看護職員確 保	i	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定 員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	က	m							2019A,2027A,2031A
	養成施設指定権限移 護等	6	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方 での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	-	_		0					1008A
	保健師、助産師、看 護師の養成施設の基 準の設定等	206	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び 施設の指定を知事ができるようにする。	+			0					1226A
	外国人人材受入れの 促進	10.	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護 職員となれるようにする。	-	0		0					1033B*
		12	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定 対対になった。単語にはまた。日本の対象には、100年の対象には、100年に	တ	6							2018A,2020A,2022A,2025A,202
のショート 400トで 関健全 療従事者の 化 配置	<u> </u>	13	型域にありの付別は国名版付、延女9の。 夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置 其準に緩和:	∞	ഹ		0					6A,2028A,2030A,2032A,3036A 2019A*,2021A,2023A,2024A,20
	病院、診療所の人員及び施設の基準	207	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	-			0					27.4*,2029A,2031A*,2033A 1225A
その他 遠隔地等での医療補完		14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急 通報システムを整備する。	-	-				ļ		0	3019A
体制整備	医療チームの出向	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	-	-						0	3020A

	関連提案番号		【】は関連する答申項目	3021A	1044A	2011A	1043A*	1047H*	1049A	3035A	1224A	1045A	3092A	1010B,1014B,3055B	3002B,3013B,3014B,3016B	1033B	1016B	4009B	1017B,3037B,3066B,3078B	3065B	1015B	1086B
	ረርቱ	>	その 毎	0			Ο.															
4 条	からなっ	対応可能なもの	記 定 策	ļ								0	0		0	0	0	0		0	0	
品账	∑提案に	口位衣	明法		0	0		0	0	0	0											
計	李		常回												-							
本	特区提案として	すべきもの	を トロー 様々 ター 数 ター 数 ター 数 プート かんり アート カート カート カート カート カート カート カート カート カート カ					-						0		7			0			0
	姓区																					
	振案数					-	0	0	· •		-	<u></u>		က	4				4	-		-
	献			,	·	<u></u>	y	-			1-de	-	-	က	4	-		-	4	,—)	-
		鹿		通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の 共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	学校と病院を同一建物で併設する。	私立病院の空き病棟を有効利用する。	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強 化し、医師確保対策を推進する。	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務付け、知事 に指示権限を与えるようにする。	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公 表を制度化し、世論に問う。	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対 応できる家庭医を多数輩出する。	整固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油 について、課税免除とする。	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、 北海道を日本の食料支援センターにする。	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人村 の受け入れ規制を緩和する。	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度な ど制度的な参入支援を行う。	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の 間世話役が指導する。	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガツリン税の減免措置などを行う。	一遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫 建設促進のための新たな制度措置を創設する。	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の 自家用貨物自動車の車検期間を延長する。
	:	2		φ	17	<u>∞</u>	<u>0</u>	20	21	22	208	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	i i	細分類	1	通院費補助	バイタルチェックの常 駐	施設基準の緩和	小児科、産婦人科、 歯科設置	学校と病院の併設	私立病院の空き病棟 の有効活用	医師確保対策の強化	医療対策協議会にお ける知事の指示権限	救急車の出動理由の 公表	予防医療と家庭医制 度の促進	課税の免除	目標設定·体制整備	外国人人材受入れの 促進	教育機関整備·資格 制度導入	新規就農者の認定緩 和	遊休農地を活用した 燃料生産	ふゆみずたんぼ	雪氷冷熱倉庫の建設 促進	自家用貨物自動車の 車検延長
		一小分類		遠隔地等での医療補完	体制整備	施設の整備 等				その他				農業生産力 の向上					遊休地の活用		施設の整備	その他
	i c	中少類		からも										農業の 振興	! !							
	Κ:	尔!		⋖	母類	医療	衣紙							മ	農林	水産	業の	振興				

	国海提宏級中	対対対対対	【】は関連する答申項目	3068B	3104B	3108B,4014B	3004B	1219B	40168 [②森林関係審議会]	4017B [②人士林咨询]	2013B	1011B	12148	30178	1033B*	3068B*	3067B	10158*	30056,30106	30250	2008C,2010C,2034C,3041C	4201C 【②国土利用】
	<u></u>	, 6	4の 金								-											
- 結 果	ことなな	対応可能なもの	規令				<u> </u>							0	0	0		0		0		
邮	スをを	大学女 四位女	光 完 化		0							0	0		ļ							
\$ 100 m	4	2	画画								0						0	<u></u>				
極	7	もの。	禁 德													ļ 					ļ	
	特区提案として	検討すべきもの	一				0	0					ļ					1	0			
	林		41/2			2	ļ	<u> </u>	<u>=</u>	<u>=</u>				ļ	0	0	·		2		4 ©	0
	提案数		闡聚系					ļ	<u> </u>				<u>.</u>					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	批		····	7	ag	双 2	199		~	+xx	\$ 1 −	×		被	10	V		Jimi.	<u> </u>		4	leth.
		機					国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を 図る。							流氷、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、 心して仕事できる環境を整備する。			加工原料を確保するため、外国漁 げできるようにする。		ļ		- 1	企業誘致促進のため、4ha超の農地転用についても知事 許可とする。
		2		34	35	36	37	209	ĺ	36	40	41	210	42	43	44	45	46	4.7	48	49	211
		細分類		農業、漁業への公的 保証	オーガニック認定制度の制定	JAS法の監督指示権・ 限	森林管理の一元化	国有林・道有林の維 持管理の一元化	森林審議会の所管	道計画・市町村計画 の統合	操業調整の期間短縮	養殖水産物の密漁取 締	密漁の取締、罰則	養殖・栽培技術の向 上	外国人人材受入れの 促進	農業、漁業への公的 保証	外国漁船の水揚げ規 制緩和	雪氷冷熱倉庫の建設 促進	用途制限の緩和	未使用国有地·道有 地の活用	農地転用許可等の権 限移譲	企業誘致のための農 地転用許可権限の移 譲
		一小分類		その奄			資源の有効 活用		地域森林計画		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	······································				CAMPEROMATE III ALA ALA	加工業など の複興		土地の有効 活用	and the second s	地方裁量範囲の拡大	
	K	少 中分類	1	困職業の関連を	農 本	- 大棚	業 林業の の 振興	被		74.4	水産業の振興	-							C 土地利 用一般	十书	承田 :	動

株区	0 0	
※ ※ O O O O O O O O O O O O O O O	0 0	
※ ※ O O O O O O O O O O O O O O O	0 0	
※ ※ O O O O O O O O O O O O O O O	0 0	
報告		
Man		
1 1	·	
報 8 2 - - - - - 4 8 2 - 2 - 数 職家 8 2 - 2 -		
	m m	-
題有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の定及が解除権限の移譲を受ける。 漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採に関する国の関与を縮小する。 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、事が決定できるようにする。 企業誘致で改資域税の対象となる業種の基準及び計級のための投資を行った場合、税を優遇する。 企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計の認定を条例で定めるようにする。 企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計の認定を条例で定めるようにする。 の認定を条例で定めるようにする。 外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税が拡大を設定を表別できるようにする。 の認定を条例で定めるようにする。 外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税が拡大を設慮できるようにする。 外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税が拡大を設定を会りではの対域を行っまる。 の認定を条例で定めるようにする。 の認定を条例で定めるようにする。 の認定を条例でためるようにする。 の認定を条例でためが対域をなる業種の基準及び計を対しまかるを表別できるようにする。 の認定を条例でたるようにする。 の認定を条例でために、観光振興策として、カジノの認を行う。)(小樽市に外国人のみ行う事ができるようにする。自家製果実酒やしぼりたて年乳を提供できるよう、酒税や品種を活の規制を総和する。 国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産を販売できるようにする。	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手統の迅速化を図る。 空港・港湾でのCIQ業務を知事ができるようにする。	
	57 218	
	CIQ業務の一部移管空港・港湾でのCIQ業	務
中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 の り の 対 方 が が が が が が が が が が が が が が が が が が		
大分類 O 土地利用規制 O 溶液振興対策 中 土用 農 観異分分 地一 地 光 現象 利能 利能 利能 利息 工作 工 工作 工 工作 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工		

								,											***************************************		
	門海市中林の	医 は は 水 金 か	【 】は関連する答申項目	1030D,1034D	1035D	1041D	1057D	3071D*	1031D,1033B* 【②外国人人材受入九】	1036D	4006D	3048D,3049D	3070D	1205D	1003D,3029H*	1024D,2012D	1023D	1072D	1075D	1210D	3101D
	T	—— Р	やき	 			0			,	-				0		0				
	17.74	なもので	湖介"	_		0	<u> </u>	0			<u>.</u>		·		-	-					
結果	11.00	は常楽しゃのやくなら四部なりの	現介出		0		1											0			
#	おでも	10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.	国の国際	╄							<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>						0
松	lacksquare		禁御軍	 			<u> </u>						<u> </u>			0					
	オ 乙 州 昇 込 サ	特別な米につい検討すべきもの	山下	0						0	0	0	0	0					0	0	
	林汉站	校討す	サック						0												
	上 森	 \$	軍後、緊へ	2	-	-		0	-	,	-	7	-	-	-	2	-	-	-		
	站附着	Ř K		2	-		-	-	2		 	2	<u> </u>	-	2	2			-		-
		朝		北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	道路の景観向上や外国人観光容などのため、道内の標識基準を統一する。	道内を外国人が運転できるようにする。	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有 する者並みの3年又は1年に延長する。	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	体験観光事業者が行う有料の顧客送辺について、道路 運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くよう に時差を設け、金融自由化を行う。	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少し でも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用 するため、組合設立権限の移譲を受ける。	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を 図る。		トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接つ めるようにし、コスト削減による競争力の向上を図る。	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の 窓口やビジネスの拠点とする。
		2		58	20	09	9	62	63	64	65	99	67	219	. 68	69	70	71	72	220	73
		細分類		ビザ発給要件の緩和	中国元両替所の増設	道路標識の統一	国際免許規定の変更	長期滞在型可能地域	外国人人材受入れの 促進	目家用車による旅客 共同送迎	有料顧客送迎に係る 権限移譲		新総合金融市場の創 設	北海道為替市場創設			地方港のセーフティネ ット	高速道路の最高速度	トラックコンテナの国 際基準化	船用コンテナの国際 基準に則した牽引車 両の導入	稚内の一部をロシアに レンタル
		小分類		観光客誘致					観光業振興	,		金融市場のお性化			物流・人材移動の活件	冇					
	-	分中分類		D 観光版 顯光版	郊体	福融	な 紙					そ 9色									
Ь	· `	```																			

	関連提案番号		【】は関連する答申項目	1074D	3075D,3107D	1204D	1080D,2014D	3015D	3018D	1019D	3009D	3046D	1020D,1026D	1021D	1037D	3098D	3102D	1032D	1039D	1078D	1079D	3095H*
	Ct.		か ら も					0	0			0										
	特区提案によらなくても	対応可能なもの	湖 湖 新	0									0		0	0	0		0	:		0
	提案门	小可	沿沿											0								
业	本区	长	神田田田																			
씣	一		新花		0	0																
	特区提案として	検討すべきもの	一线回了				0			0	0				,			0		0	0	
	本区		を合く							·												
	提案数		軍家家	_	2	* ,	2	****	-	y			2	٦	_	_	_	-	_	,	-	0
	軸			y	2	·	2		y -		-	- '	2	-	-	-	-		-			y
Manager Andreas de la company de la comp		歳 脚		新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	干蔵空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。			原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道 の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的 資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の 際や研究者に対する税の減免を行う。	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・入 財を誘致する。	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優 遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組 みを構築する。	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点 検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実 情に即した需給調整を行う。	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。
		2		74	75	221	9/	77	78 -	79	80	81	82	83	84	82	98	87	88	68	06	91
		細分類		1	空港の一括管理	千歳空港のハブ空港 化		加工場の建設	コメ巻のPR	食品の機能成分表示 制度	自家用貨物自動車の 車検延長	大型店と商店街の共 存共栄	リサーチ&ビジネスパーク	ものづくり産業	産学官連携研究施設	他の道州との差別化	企業の研究所の誘致 促進	中国人短期滞在ビザ 免除	最適資源配分	法定3カ月点検の撤 廃	需給調整	Park&Rideの推進
		小分類		一铅海の活体			地場産業育 成				回部業権の経過ない	T ANN PARTY OF THE PRINCIPAL AND THE PARTY OF THE PARTY O	企業等誘致					厂産業振興		タクシー		
		一中分類		 	N/23 L	iby mis	Und												***************************************			
L	ĸ	\$	袱	Δ	架灰	振興な	紙															

11によらなくても 可能なもの 12はよらなくても 13によらなくても 13によらなくても 13によらなくても 000000000000000000000000000000000000	O 3097E	O 1004F
A		0 0
W	0	0 0
Wang Wang	0	00
Wang Wang		1
W		
数		_
本 後 世 (
数量。		
	+ +	20 14
概 要 北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を 設ける。また、時差と金融自由化を運動させる。 サマータイムの本格実施を行う。 夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6 力月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。 短期質負借契約について、重要事項説明を書面手交の るための制度創設や措置を行う。 短期質負借契約について、重要事項説明を書面手交の みで完了できるようにする。 営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介 報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。 理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。 不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。 課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を 認め、会社の経営安定を図る。 は利用できるようにする。 は利用できるようにする。 は利用できるようにする。 は利用できるようにする。 は利用できるようにする。 は利用できるようにする。 を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動 国内地域通貨制などを導入する。 採用の地域通貨制などを導入する。 様用の地域通貨制などを導入する。 様用の地域通貨制なとを導入する。 を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動 国内地域通貨制などを導入する。 様用ので変数とした、在宅就労紹介センター を設置する。 特作的策地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、種用の確保を行う。	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては 税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以 た→80人以 Fなどに締約する。	島敷保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。 北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、線続して散理統10年以上所持を協まる。
NO NO 92 93 93 94 94 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95	105	106
	高年齢層人財の活用国庫補助基準の緩和	エゾシカ被害の防止狩猟者の育成
から か		自然環境保全
大分類 O 経済振興対策 U 雇用対策 中 や を の を		下 融 越 融 4 金

	四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	英理旋来留方	【】は関連する答申項目	1018F	1083F	1017B*,3037B*,3066B*,3078B*	1234F	1056F	4010F	4011년	4012년	3003F	1065F	1067F,3087F	1073F	3072F	3100F	1012G	30016	1009H,1042H 【③指定都市等 の指定権限の移譲】	1233H 【③指定都市等の指定権限の移譲】	2017H
	#4/	P	か ら も	<u> </u>								0	0	0	0	0	0					
	1774	な形にあるとなるとならにある。	超 施 新														ļ				,	
無	特で担象に下いたノナエ	1000年2012年	据 行 企				<u> </u>	0	0									0	0			
136	<u> </u>	?	歯図																-			
≉	7 7	話もの	一 <u>回:継</u> 終了:続																			
	対内は をして	特別すべきもの	答申 ~		0	0	0		1	0	0				<u> </u>					(m)	<u> </u>	O
-	<u> </u>		重 複 答 除ぐ 、	-	-	0	-		-		-			2	-	-	-	·	-	2	-	-
	加加	X X X		<u> </u>		7		-	<u></u>	·			-	2		,	*	y	-	2.	_	4
		整		バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税 の減免措置を行う。	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油 などから製造した軽油は税を免除する。	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許 可する。	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造な どを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が 確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル報消等を図る。	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノール などの取組を真っ先に推進する。	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ 製品の製造者等は税制優遇する。	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組 を拡大する。	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より 厳しい002削減目標の設定。	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前 までに拡大し、義務化を図る。	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政 にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	政令市、中核市の要件を緩和し、多くの市が移行できるようにする。	道の事務・権限移譲リストの第3区分(法改正を要する50 0権限)について国から道へ権限移譲する。
		2.		108	109	110	224		112	113	114	<u></u>	116	117	118	119	120	121	122	123	225	124
		細分類		バイオ燃料の普及促進	バイオ軽油の非課税 化	遊休農地を活用した 燃料生産	バイオ燃料生産業務 特別地区の設定による投資減税	リサイクルゴミ	産廃事業所限定の弾 力的運用	一廃処理施設の設置 要件緩和	処理施設許可要件の 条例委任	地球温暖化対策	自家発電の高度利用	環境税の創設	水道水のおいしい街 選考	北海道エコライフ宣言	国より厳しいCO2削減 目標	育児短時間勤務制度 :の拡大	男性の子育て参加支 援		政令市、中核市の要 件緩和	道から市町村への権 限移譲
		小分類	-	ブンと子素対	***************************************	***********************		廃棄物・リサイクル				環境保全						子育て支援		基礎自治体 の強化		
	\	分中分類		F 環境保 全	歴 極	마 〈비	·											G 子育て 子 支援	ケー	H 地方面 治の強	海 換 方	瀬

	関連提案番号	C 121 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	【】は関連する答申項目	3006Н	3026H	3083H*	4001H	4002Н	3204H 【③道道管理権限の町村への移 譲】	2301H[③将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設]	3058H(③維持管理費に係る国 直轄事業負担金制度の廃止】	1217H 【③維持管理費に係る国直轄事業負担会制度の廃止】	3006H*	3083H	1220Н	1221H	3024H	3033H	3082H	3086H	3008H	3040H
	んも		その意			0	0	0				****		0					0	0	***************************************	
	だっなく	まなもの	現行無無無														0					0
眯	特区提案によらなくても	対応可能なもの	完 完 令		0													0			0	
討結	特区	衣	御圏													<u> </u>		0				
ΛΩ	Ϋ́		類 徿	1																		
	特区提案として	検討すべきもの	一然回了	0									0		0	0						
	特区技	松門	を強く						<u></u>	<u></u>	0	(m)										
	燅		職繁	-	-	0	-	-	-			-	0	 	-	-	-	-	-	-	-	-
	提案数	L		-		-	-	-	-		,	,	,	-	-	-	-	-	-	-	-	*
WORLD TO THE PROPERTY OF THE P		廃翢		開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	札幌市〇〇区とするような特別立法を作る。	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を 明確にし、基礎自治体の育成を図る。	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・ 兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内 に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	圏域の全市町村と道の出先機関を統合し、新しい基礎自 治体をつくる(「広域都市構想」)。	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地 方公共団体の負担金制度を廃止する。	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無 駄を解消する。	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を 明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする。	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	道や市町村でも住民投票を実施する。	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。 修了者は登録し行政参画機会を与える。	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの 措置として、投票権行使者の税控除を行う。	独自の課税制度を設ける。	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経 営感覚の向上を図る。
		2		125	126	127	128	129	226	243	130	227	131	132	228	229	133	134	135	136	137	138
THE TAXABLE PROPERTY OF TAXABLE PROPERTY O		細分類		2重、3重行政の解消	市町村合併	役割明確化と基礎自 治体育成	市町村譲会に対する 規制縮小	市町村議会選挙の規 制縮小	道道の管理の特例	広域中核市制度		国直轄事業の維持管 理に係る負担金制度 の廃止	2重、3重行政の解消	役割明確化と基礎自 治体育成	1級及び2級河川の 維特管理の一元化	国道、道道の維持管 理の一元化	住民投票	住民による条例提案・ 決定	地方政治に関する市 民大学	投票権行使者への税 控除	独自課税制度	複式簿記導入
		小分類		基礎自治体の強化の強化							役割分担の 明確化						住民自治の 強化				自治体財政 ・会計の改	湘
		中分類			有		***************************************					1										
ļ		北京	mr I	エ	#A (#	振興	好 荣			1												- 1

	関連提案番号		【】は関連する答申項目	3059Н	1084Н	4003H	4004H	4013H	1202H	3084H ※ ②町内会華薬法人制度	3085Н	3039H	1215H	3023H	3034H	1218H	3027H	1063H	H060E	3091H	3096Н	4007H
	(7. 6		やも		0		0 .	0	0			0	0	0			0	0				0
路 果	よっな	対応可能なもの	品 作 紙							0	0										0	
平	、提案に	对亦可	说 光	0		0					:				0	0			0	0		
討	特区		単し											***************************************			Availity and]			
· 検	たっ	r±0	*************************************									~ ~ ~ ~ ~ ~										
	特区提案として	検討すべきもの	一巻回下		ļ	_								***************************************		·····	·					
	特		41-	7-11-	-	-	<u></u>		-		,_	-		-	yú-	-			ļ.	,		,
	提案数		重 複 除く		<u> </u>																	
_	**	······································		題	#	&	<u> </u>	EX.	争	型	业	1 8	,	-	9	1K	超	能	116	桝	[m	が
TO THE PROPERTY OF THE PROPERT		- 概		專業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡 素化する。		公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的 な工事費の縮減を図る。				市民活動等の対象となりうる行政 談を定期的に行い、計画的に移管・			教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。		·				北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部ま たは子会社と見立てて歳入・歳出を評価する。			道立美術館の運営に関して、地方独法化という選択肢が 可能となるよう、権限の移譲を受ける。
		2		139	140	141	142	143	230	144	145	146	231	147	148	232	149	150	151	152	153	154
		組分類		歳出科目の一部廃止	第3セクターの破綻制 度	年度をまたぐ工事発 注	超長期無利子市町村 債	自動車車検時納税制 度	財政改革	領域拡大	活動従事時間貯蓄制 度	地域の実能に即した 基準設定	教員のへき地手当の 級地決定	道職員の意識改革	道と国との連絡体制 の強化	地方行政連絡会譲に おける知事の指示権 限	施設の有効活用	ふるさと納税システム	基礎自治体連結会計 の導入	行政サービス品質管 理制度	電子政府の充実化	道立美術館の地方独 法化
		小分類		血治体財政 ・会計の改	#1					市民活動・ボランティア	活動の活性 化	みらも										
		中分類		地 か い る 強	7																	
	K	尔	殩	Ι	科技	振興	衣紙															

	関連提案番号		【】は関連する答申項目	3042Н	3056Н	1051H	1211Н	1052H	1069H	2035H	2001H,2002H	2003H,2005H	1001H,1070H,1071H,3030H,303 1H,3032H	2016Н	1201H	1068H	1203H	3029H,3030H*,3031H*,3032H*	1006H,1055H	3051H
	7.5)	もも		0			0		0		0	0					0	0	
	特区提案によらなくても	対応可能なもの	現所																	
結果	7提案に	经际日	現代						0				111111111111111111111111111111111111111	0						0
非	本の		国の	0		0	0													
*	特区提繁として	検討すべきもの	一回: 継終了: 続								0				0	0	0			
	40公本	檢討	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二																	
	提案数		闡察		4	-	-	-			7	2	9	-	·				2 .	
	韓			·		-	-			r	2	2	9	-	4~2 m2	,	-	4	2	
		截 瞅		周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行 う。	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の 観点からも、出力を大きくする。	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在50%以下とされている電波出力を100%以下とすれている電波出力を100%以下とすることを回能にする。	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地 域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から 揮発油税の減免を行う。	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホ 一ムの定員数の特例を設ける。	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の 事業を行う場合に準じた扱いとする。	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域 は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他 用途に使えるようにする。	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態 から、新車時からずっと3年毎の車後とする。				町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献 のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。
		2		155	156	157	233	158	159	160	161	162	633	164	235	165	234	166.	167	168
		細分類		電波の周波数割当	除排雪車の課税免除	コミュニディーFMの出 カ	コミュニティFMの放送区域の拡大等	道路除雪の一元管理	プロや供給の見直し	公共建築物の耐震改 修	課税の免除	基準の緩和	滅税措置	農地法の規制緩和	移住促進	自家用車の車検延長	年華検の部撤廃	その街	余裕教室·廃校施設	自転車専用アーン
		一个分類		据域防災站 第									道民に対する優遇措置				,	**************************************	施設の整備 ・活用	
		中分類	1	岩 数 数 数 数 数							器 網 間 類		在 存 所 元							
L	K	尔	緻	I	地域	振興	汝 紙													

	関連提案番号	【】は関連する答申項目	3054H	1047Н	3080H	3052H	4005H	3057Н	3007H	3201H	3043H (検討結欄:「その他」→ 「総続検討」に変更→審議結果は 「終ア」)	3044H	1046H	1076Н	1051H*,3081H	3088H	3089H	3094H ※ ②町内会寓職法組開	3095H
	r C	やも				0	0		0				0			0	0		0
	よらなく おなもの	現 施 新			0													0	
*	特区提案によらなくても 対応可能なもの	完 完 。 。		0								0		0					
討結	松松	韓国		·	***************************************										0				
J.	たるも	禁禁																	<u></u>
	特区提案として 検討すべきもの	一然回了		-				0		0	0								
	本 依 別 別 別	を												····	٠			,	
	提案数	対る数の	****	****		-	-		_		·	·	· •		***	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	7
_	式		In/i	·	<u></u>		-	-		,	·				2		_	-	
	鹿		遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	学校と病院を同一建物で併設する。	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅と するため、道独自の建築基準を作る。	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させない よう、塩素消毒規制の対象外とする。	道路の法定速度、車幅。積載量の特例を設ける。	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通 法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の 指定権限の移譲を受ける。	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、 違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、 宿泊体験をしやすくする。	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、 出力を最大200wまでとする。	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の 地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活 動ができる社会システムを構築する。	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支 援する。
	8		169	170	171	172	173	174	175	236	176	177	178	179	180	181	182	183	184
	細分類		高速道路	学校と病院の併設	有料サーキ小	住宅に関する建築基 準法	既存不適格建築物の 活用	水道法	その他	道路交通法の特例 (高速道路の制限時速)	都市再生緊急整備地 域の指定	中心市街地活性化法 の指定	軽微な交通違反の特 例措置	旅館業法適用除外措 置	コミュニティーFMの出 カ	対外輸入関税·国内 移入関税	生活様式の多様化の 促進	一極集中都市化の解 消	Park&Rideの推進
	小分類		施設の整備・活用	-	,	独自基準の 設定					その他								
	中分類		岩 林 布 代			-													
	大分	鱀	工																

,-								· ·									
MA TO A STATE OF THE PROPERTY		関連提案番号		【】は関連する答申項目	10271	1047A*	10271*,10531	1087	12061	12071	12081	12121	12221	10281	31031	10581	10591,10601
		(८ ቀ		かも	0		0			Ö				0		0	
		よらなく	能なもの	現 施 策			-								0		
1	K	特区提案によらなくても	対応可能なもの	現分		0			0		0	0			***************************************		0
	印	体区	170	軍の事													
\$	æ	ت ہم	<i>±</i> 0	雑様										ļ			
		特区拡解として		一一条了				0					0				
		本品	敬	をなく		6									 		2
		提案数															ļ
L					-0		2			111 144	-	(H- 45		ınt.			2
			乾椒		義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できる ようにする。	学校と病院を同一建物で併設する。	地域が将来めざす方向に教育内容もそうことができる特 例措置を設ける。	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効 活用する。	夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児 童生徒の学習の場を設け、子供たちの学力の底上げを図る。	国語・算数・理科・社会の4教科について、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした、学力・学習状況調査を行う。	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向 きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	高校生に働く上で必要な知識を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤請師として授業できるようにする。	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジア の学生を無償で受け入れる。	小中学校の給食に道内食材を利用する。	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与 徴収方式の導入などを行う。
			2		185	186	187	188	237	238	239	240	241	189	190	191	192
	,		番少数		小学校での英語必修	学校と病院の併設	教育の見直し	青春時間	学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	学力・学習状況調査 の実施	小学校の教師の教科 担任制	社会保険労務士によ る道立高校での講義	研究開発学校の指定	国立大学法人の予算 確保手段拡充	アジア学生受入制度 の創設	給食に道内食材を利 用	給食費未納対策
			一个分類		教育·学校									大学		給食	
			一日少数		巻字 御校								,				
Ĺ	-	<u>K</u> :	\$!	類	_	教育	作・	校									

1						***************************************		***	盂	報			
						1	L			¥			
スタ	中分類	- 小公獺	細分類	9	海	宏楽数		特区提案として検討すべきもの	华	特区接楽によらなくても 対応可能なもの	ム版楽によらなく対の国籍なもの	۲. د د	関連提案 番号
							重 複	4 一一	軍国産		期代	やき	【】は関連する答申項目
5	福祉	福祉	孤児施設の一元化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	-	ļ		-		1		1064J
智社			寄付金の損金処理制 度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を 支える企業を増やし、福祉を向上させる。	*	-	0					1066J
			介護福祉費の適正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	-	-	**************************************				0	3093J
		· .	カジノを取り入れた老人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ 高齢者テーマパークを作る。	-						0	3074J
			が国人人材受入れの 促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても 介護職員となれるようこする。	T—	0					0	1033B*
			福祉有償運送の規制 緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町村)にあることを要するという規制の緩和。	 .	<u> </u>						3099J 【③福祉運送サービス に係る規制の緩和】
			ケ 鎌 サービス事業所 等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることが できるようにし、地場業者を優先指定する。	-	-	0					3105J
	•		介護サービス事業所 等の指定基準	242	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。		-	0					1227J
			介護サービス指定基 準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	·						0	4019J
			コミュニティハウス	244	地域の生活課題を解決する「コミュニティハウス」を制度 化する。	Arms	-1 (3)						3301J 【③コミュニティハウスの 制度創設】
7	その他	その他	ガンン税	201	ガゾリン税(道路税)は、道内にはあまり使用していない。	****	- -					0	1048Z
46			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	4	-		0				1050Z
ə			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。		-				0		10542
			少年犯罪法の見直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	-	-		0				10622

		その他		57	4	0	61
きなもの	内部	現行施策		35	0	0	35
特区提案によらなくても対応可能	pq	現行法令		37	9	0	43
		国の専業		0	2	0	12
	項目数		Ω	139	12	0	151
	提案数		മ	142	12	0	154
		総統		12	4	0	16
さもの	aの内訳	ات ا	黎了	37	15	0	52
検討すべ	数	を申り		16	7	2	25
特区提案として	項目		В	99	26	2	93
**	提案数		A	106	28	2	136
, (10.204)	10.242)	10.244)	1~NO.244)
項目数(NO			a+b	$(NO. 1 \sim NO.204)$	(NO.205~NO.242)	NO.243~NO.244)	NO. 1~!
野				204 (1	38 ()	2 (1)	244 ()
重複合む)			<u>م</u>	(288)	(40)	(2)	(330)
提案数(重複合む)			A+B	248	40	2	290
区分				当初分	追加分①	追加分②	中丰

資料 5

道民提案の状況(第3回答申後)

(1) 継続検討分

16件

(2) 五十嵐委員提案分

9件

(3) その後の道民提案追加分

15件

<20.7.18現在>

40件

(1) 道民提案 継続検討 16件

大				<u> </u>	
分	中分類	 小分類	細分類	NO	概。 概
類	1,23,20	2 /3 /00	1,11,23,300		
A	医療従事	地方勤務医確	地域での臨床研修義	2	 研修医等に地方病院勤務を義務づける。
	者の地域	保	 務化		· ·
地	偏在是正		潜在医師・外国人医	. 3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受け
域			師の招致		た外国人医師を招致する。
医		地方への派遣	期間限定交代制の導	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。
療		システム	入	•	
対		地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区
策					分から減算できるよう特例措置を設ける。
		看護職員確保	看護学校の定員増・	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員
			奨学金拡充		を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。
			養成施設指定権限移	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方で
			譲等		の設置が容易になるよう指定基準を緩和する。
		•	保健師、助産師、看	206	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施
			護師の養成施設の基		設の指定を知事ができるようにする。
			準の設定等		
			外国人人材受入れの	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職
			促進		員となれるようにする。
	地方病院	地方の実態に	標準医師数の算定方	12	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定地
	の経営健	即した医療従	法緩和		域における特例措置を緩和・延長する。
	全化	事者の配置	看護職員の配置基準	13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基
	***************************************		緩和		準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。
			病院、診療所の人員	207	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるように
			及び施設の基準		する。
D	観光振興	観光客誘致	カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡
					大を図る。
経			(小樽市への)カジノ	215	カジノを設置できるようにする。(小樽市が魅力溢れる観光
済			の設置(誘致)		地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行
振					う。)(小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1
興	61	41 - L 1 1 7 - 7 - 7			を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。)
対	その他	物流・人材移動	自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の
策		の活性化	Mark on AT Attirm		移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。
		空港の活性化	空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致
		Annual An			や道内空港の活性化を図る。
	-	ma de la companione de	千歳空港のハブ空港	221	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する
			化		空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。

(2) 五十嵐委員提案分 9件

大 中分類 小分類 組分類 NO 概要 要		<u> </u>			T	
類 地方動務医確 臨床研修病院の指定 245 臨床研修病院の指定・監督権限を厚労大臣から道知李・	- [rth 人入米石	小丛類		NO	ter 285
日本 医療従事 地方勤務医確 臨床研修病院の指定 245 臨床研修病院の指定・監督権限を厚労大臣から道知事へ移譲する。	1		小万規	神力與	INO	
*整督 移譲する。 **			地方勤務医確	昨日 修定院の指定	245	
世 福在是正	1				270	
度療	- Ha		M		246	
療		MAT 在 上		m水切 多元07 双定	240	
医師等の招致等	l l			外国人向けの外国人	247	
接			4		2 7	
看護職員確保 医療関係学部の定員 増						· '
増に関する届出及び認可を文科大臣から知事に変更する。 保健師等の学校・養成施設の指定・監督 原成施設の指定・監督 原本を養した、というできるとかできるようにする。 地方の実態に関した医療従事者の配置 その他 での他 での他 での他 での他 での他 での他 での他	**	'	差	医療態度労働の党員	240	
る。 保健師等の学校・養 成施設の指定・監督			有設職負碓床		240	
保健師等の学校・養成施設の指定・監督 249 高齢者医療等に重要な役割を担っている保健師・助産師、看護師、理学療法士、作業療法士に係る学校・養成施設の指定・監督権限を道知事へ移譲する。 過疎地域における医療機関の医師標準数を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。 3 過疎地域における医療機関の医師標準数を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。 4 地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 1 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師に限ることとする。 252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大) 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指		•		- 12		
成施設の指定・監督 師、看護師、理学療法士、作業療法士に係る学校・養成施設の指定・監督権限を道知事へ移譲する。 地方の実態に即した医療従事者の配置 250 過疎地域における医療機関の医師標準数を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。 ・ お問看護師の業務・役割の拡大 251 地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 ・ 介護福祉士の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 ・ 小護福祉士の業務・役割の拡大 252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 ・ 地域救急体制の補強 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指				原体在生态器	040	
施設の指定・監督権限を道知事へ移譲する。 地方の実態に 医師標準数の設定 250 過疎地域における医療機関の医師標準数を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。 その他 その他 訪問看護師の業務・ 251 地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 介護福祉士の業務・ 252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指					249	
地方の実態に 即した医療従 事者の配置 250 過疎地域における医療機関の医師標準数を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。 事者の配置 その他 訪問看護師の業務・ 251 地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・ 役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。				成施設の指定・監督		
即した医療従事者の配置 その他 お問看護師の業務・役割の拡大 なっただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 介護福祉士の業務・役割の拡大 な割の拡大 が護福祉士の業務・役割を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 小護福祉士の業務・252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大) な対な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指			(i) [was designed to the state of th		
事者の配置 その他 お問看護師の業務・251 地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現役割の拡大 場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 介護福祉士の業務・252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大) 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指					250	
その他 その他 訪問看護師の業務・ 251 地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。				(過疎地域)		域の実情に応じて設定することができるようにする。
提割の拡大 場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に限ることとする。 介護福祉士の業務・ 252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大) 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指			···			
役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた 訪問看護師に限ることとする。 介護福祉士の業務・ 役割の拡大 252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問 看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰 吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研 修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大) 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築 するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在 する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村 の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指		その他	その他	訪問看護師の業務・	251	地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現
訪問看護師に限ることとする。 介護福祉士の業務・ 252 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問 看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指				役割の拡大		場でも看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・
介護福祉士の業務・ 役割の拡大 地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問 看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰 吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研 修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大) 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築 するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在 する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村 の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指						役割を拡大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた
役割の拡大 看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大) 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指		-				訪問看護師に限ることとする。
吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築 (緊急自動車の拡大) するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在 する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村 の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指				介護福祉士の業務・	252	地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問
修を受けた介護福祉士に限ることとする。 地域救急体制の補強 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築 (緊急自動車の拡大) するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在 する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村 の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指				役割の拡大		看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰
地域救急体制の補強 253 広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築 (緊急自動車の拡大) するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在 する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村 の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指						吸引、経管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研
(緊急自動車の拡大) するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在 する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村 の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指		χ.				修を受けた介護福祉士に限ることとする。
する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村 の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指				地域救急体制の補強	253	広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築
の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指				(緊急自動車の拡大)		するため、道知事の判断により、住民の身近なところに存在
				***	777	する民間病院などが保有する救急車以外の車両や市町村
						の公用車両あるいは、民間タクシーなどを緊急自動車に指
I i many comments a company of the property of			·			定し、道路の優先通行、速度規制の緩和をはかり、搬送時
				Transmitted Laboratory of the Control of the Contro		間の短縮を図る。

[五十嵐委員提案分の内容]

1. 地域の医療関係者の育成・配置の方策

提案事項	1.「公立医科大学の入学定員増」を道知事への届出に変更
	2.「公立・私立大学医療関係学部入学定員増」を道知事へ
	の届出に変更
基本的考え方	・医師を含む医療関係者の養成数については、北海道の地域
'	特性に応じて知事が自主的・機動的に判断できるようにす
	る。
関係法令等	・学校教育法
留意項等	・すでに報じられているように、平成20年度から、北海道
	の医師養成数(入学定員)は、暫定的に1大学5人(合計1
	5人)の増加となることが決まっているが、将来の入学増
	員を見越して緊急提案として要望することとする。
	・また、医師以外の医療職種についても、医療チームとして
	活動することが必要なことから、医学部以外の医療関係学
	部の入学定員増に関する文科大臣の認可・届出を道知事の
	届出に変更することも検討する必要がある。

提案事項	3.「臨床研修病院」の指定・監督権限の道知事への委譲
	4.道内医育大学卒業生の「臨床研修先」を道知事の指定病
*	院に限定
基本的考え方	・医師不足に陥っている地域の実情を踏まえ、臨床研修病
	院・臨床研修医師の都市部での制限、地方での促進策を、
	北海道として講じることができるようにする。
関係法令等	・医師法
留意事項等	・提案事項1と連動し、地域で地域の医師を育成する考えを
	一貫することが必要であり、提案事項3は緊急提案事項と
	する。
	・また、それをより実効性の高いものとするためには、
	・ 道内で医療機関管理者になろうとする者の一定期間
	の道内医療機関での研修義務付け
	・ 道内医育大学卒業生の研修病院を北海道知事が指定
,	する道内(地域の)病院に限定する
	など道民提案にあるような方策が考えられるが、一方で、
	義務化をきらう医師や医学部学生数の道外流出が危惧され
	る。従って、「義務化」や「限定」を特区として盛り込む
	ことが妥当かどうかはさらなる検討が必要と考える。

+B (本) 書 元	
提案事項	5.「保健師・助産師・看護師等の学校・養成施設」の指定・
	監督権限の道知事への委譲
基本的考え方	・医療関係者については、北海道の地域特性に応じて、道知
Principle and the state of the	事が学校・要請施設の指定や指導・監督等を行い、自主
	的・機動的に判断していくことが重要である。このうち、
	特に地域の高齢者医療等に重要な役割を担う保健師・助産
	師・看護師、理学療法士、作業療法士について緊急に提案
	することが必要と考えられる。
関係法令等	・保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法
留意事項等	・医療関係者の偏在は、看護職やリハビリ関係職種にもみら
	れ、医師だけでは地域医療が完結しないことから、特区で
	提案することが必要と考えられる。
	・ただし、道内の関係機関との調整を要し、また「指定」権
	限は国に残し、「指導・監督」権の委譲を受けることも選
	択肢の一つであり、今後の提案に向けて検討する。
	・さらには、歯科衛生士や歯科技工士、臨床検査技師、臨床
	工学技師、診療放射線技師、視能訓練士、言語聴覚士など
	の他の医療関係者についても、次回以降の検討素材とする
	ことが望ましい。

2. 専門職種の役割分担の見直し

提案事項	6.道知事が指定する訪問看護師の業務・役割の拡大
基本的考え方	・地域での在宅看護を支えることを目的に、医師が不在の現場で
	も看護師ができる医療処置(療養上の世話)の業務・役割を拡
	大する。ただし、道知事が指定する研修を受けた訪問看護師に
	限ることとする。
関係法令等	・介護保険法
留意事項等	・今後、医療ニーズの高い在宅療養者が増加することが予測され
	ることから、道が実施する一定の研修を受けた訪問看護師の業
	務・役割の拡大を検討する。
	・ただし、課題の整理や道内関係機関との調整を要することから、
	今後、さらに検討を進める必要がある。
	·

提案事項	7.道知事が指定する介護福祉士の業務・役割の拡大
基本的考え方	・地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護
	師の指示により、介護福祉士ができる医療行為(喀痰吸引、経
	管栄養)を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介
	護福祉士に限ることとする。
関係法令等	・医師法、保健師助産師看護師法
留意事項等	・今後、医療ニーズの高い在宅療養者が増加することが予測され
	ることから、道が実施する一定の研修を受けた介護福祉士の業
	務・役割の拡大を検討する。
	・ただし、課題の整理や道内関係機関との調整を要することから、
	今後、さらに検討を進める必要がある。

3. 地域特性に即した医療体制

提案事項	8.地域救急体制の補強(道知事による緊急自動車の拡大)
基本的考え方	・広域な北海道の地域特性に即した救急搬送体制を構築するため、 道知事の判断により、住民の身近なところに存在する民間病院 などが保有する救急車以外の車両や市町村の公用車両あるいは、 民間タクシーなどを緊急自動車に指定し、道路の優先通行、速 度規制の緩和をはかり、搬送時間の短縮を図るようにする。
関係法令等	・道路交通法
留意事項等	 ・面積の広い北海道においては、医療機関の不足とともに、救急車の到着から病院への搬送までに相当の時間がかかる場合が多い。こうした地域事情を克服するため、救急車以外の車両を必要に応じ道知事の判断で緊急自動車に指定し、救急搬送できるようにすることにより、搬送時間の短縮を図ることとする。 ・道警との協議により、適切な救急自動車の確保について、検討することが必要。

提案事項	9.「医療機関の医師標準数」の道知事による設定(過疎地)
基本的考え方	・過疎4法に指定されている地域における「医療機関の医師標準数」を、道知事が地域の実情に応じて設定することができるようにする。
関係法令等	・医師法
留意事項等	・医療機関の医師標準数を80%に設定することが提案されているが、80%にすることを特区提案とするのではなく、過疎地域における医療機関の医師標準数の設定権限そのものを道知事に委譲するものとする。 ・実際に、上記のような医師標準数の緩和が地域医療の質の低下を招かないようにするため、当該医療機関と地域の支援病院との連携・協力関係やITを活用した遠隔医療の確保などのバックアップ体制の整備と併せて行うことなどを条件とすることが必要と考えられる。

4.観光等地域振興との連動

提案事項	10.外国人医師・看護師等の受け入れや海外からの医薬品持込の
	特例(地域限定)
基本的考え方	・外国の医師免許または看護師免許等を有する者が、当該外国の
	旅行者等を対象として、北海道内(道知事が地域を指定)で医
	療に従事できるようにする。
	・北海道が目指す、滞在型の観光地づくりと連想し、外国人の長
	期滞在を促す。
関係法令等	・医師法、保健師助産師看護師法等
留意事項等	・近年、オーストラリアや台湾からの観光客が急増し、特に冬の
-	スキー客(オーストラリア)の平均滞在日数は10日以上にもな
	っている。事故や病気で地元の病院に駆け込む必要がなくなり、
	言葉の面でも、安心につながる。
	・また、日常処方されている薬の持ち込み制限をなくすことも安
	心な滞在につながるものと考えられる。
	・相手国と道知事がこうした交渉を直接行うことが重要であり、
	北海道を強くアピールすることができる。
	・道知事が認める基準には以下のようなことが考えられる。
	* 外国の中央・州政府の医師免許、看護師免許等交付機関と道
	知事の連携が取れること
	* 道知事が指定する研修を受けること
	* 医師と患者が同一国籍に限られること
<u></u>	* 日本の医療保険制度には適用しない など

(3) その後の道民提案追加分 15件

大 分類 中分類 和分類 NO 概 要 A 助方の実際に	<u></u>					
A 地方病院 地方の実態に 地方の実態に 地方公立病院から派遣する学校疾を、当該公立病院の優々 標準数の特例 かまるといった。 254 地方公立病院から派遣する学校疾を、当該公立病院の優か派遣する学校疾を、当該公立病院の優か派遣する学校疾を、当該公立病院の優か派遣する学校疾を、当該公立病院の保護を作う開業度を、医師標準数の中に合められるようにする。 D その他	1 1	中分類	小分類	- 細分類	NO	
地 の経営権 割した医療信 帯者の配置 255 公立病院のオープン 255 公立病院で診療を行う開業医を、医師標準数の中に含められるようにする。 3連道路を無料化する。物流ストが削減され、本道経済が活性化するとともに、道民の行動範囲が広がり、広域的な経済圏の形成が促進される。 3連道路の無料化 256 高速道路を無料化する。物流ストが削減され、本道経済が活性化するとともに、道民の行動範囲が広がり、広域的な経済圏の形成が促進される。 3 要の 3 現行法は工場労働者と鉱山労働者を念頭に愛き、サービス業やホウイトカラーに真正面から対応していないため、労働基準法を条例化し、対応させるようにする。 3 要便局の役場の支所 化 政令市の法定要件機 259 支庁の単位で市町村が合併すれば、政令市とする和 260 国有林など国有財産を無償で北海道に移管する。 260 北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。 260 北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。 260 北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。 260 北海道諸会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。 260 北海道諸会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定めることができるようにする。 260 北海道が発表で付きる。 261 北海道が発表では、262 大海道・142 大海道・143 大地・143 大地・電波使用料にかいる基準を、電波出力に応じて緩和する。 266 大地・143 大地・143 大地・電波使用料にかいる基準を、電波出力に応じて緩和する。 267 本連等事所名ではなく地域特性を出すために「オホーツ クロなどの名称とする。優長運転者に「北海道」の弁が正する。 267 本連等事所名ではなく地域特性を出すために「オホーツ クロなどの名称とする。 優長運転者に「北海道」の弁当がより、日本は、143 大地・143	├ ──		地方の宝能に	学校医にかかる医師	254	地方公立病院から派遣する学校医を、当該公立病院の医
(域 全化 事者の配置	1 1			- "		
受 表				りがモモダスマンコゼリゾ		10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
### 化に保る医師標準数 の特例	1	全化	争者の配置		255	人立病院で診療を行う開業医を 医師標準数の中に含め
□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1				200	
○ その他	療					りなるとともの。
経 の					~~~	- サナンロナをツルナス サオーフトが判決され 大道級文
	D	その他	物流・人材移動	高速道路の無料化	256	· · · = - · ·
展用対策	経		の活性化			
展用 地方自治	済	-				
一	Е	雇用対策	労働環境の整	労働基準法の条例化	257	
用 地方自治 基礎自治体の 報便局の役場の支所 258 郵便局で役場の支所の業務を行えるようにする。	雇		備			ス業やホワイトカラーに真正面から対応していないため、労
地方自治 基礎自治体の 強化 一般で中の法定要件綴 259 支庁の単位で市町村が合併すれば、政令市とする。 投割分担の明 個有林など国有財産 260 国有林など国有財産を無償で北海道に移管する。 261 北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではな 262 大海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではな 263 大海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではな 264 大海道所発展の 265 大海道所発展の 265 大海道所発展の 266 大海道所発展の 267 大海道所発展の 268 北海道所発展のが北海道に移管されることを検討されていることを視野に、将来、開発局と道が所管する社会資本の 266 上海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移 267 全を促進する。 268 北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移 266 大連が関係を強力のようにする。 267 大連が関係を強力した。 268 大連が関係を対象を放送液として地方自治体に割り当てる 266 大連が関係のを強てられるようにする。 266 大連が関係のを強てられるようにする。 267 大連が関係のを強でられるようにする。 268 大連が関係のを強でられるようにする。 266	•					働基準法を条例化し、対応させるようにする。
地域 接		地方自治	基礎自治体の	郵便局の役場の支所	258	郵便局で役場の支所の業務を行えるようにする。
政令市の法定要件線 和	1 1					'
振 段割分担の明 国有林など国有財産 260 国有林など国有財産を無償で北海道に移管する。	I - I	V) 35(10)	3. AC		259	支庁の単位で市町村が合併すれば、政令市とする
理 を割分担の明 国有林など国有財産 の移管 住民自治の強 都道府県議会議員の 261 北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではな (、条例で定めることができるようにする。 移譲	E					
確化 の移管 住民自治の強 都道府県議会議員の 261 北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではな			多数人もの明		260	国有林など国有財産を無償で北海道に移管する。
住民自治の強	興				200	and 12 dt. or class (1) As you as you have
化 選挙区の決定権限の 水譲					261	ル海洋議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではな
移譲			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	201	
その他 広域連合への地方交 付税交付 社会資本関係業務の 地方独立行政法人化 地方独立行政法人化 北海道開発局が北海道に移管されることを検討されていることを視野に、将来、開発局と道が所管する社会資本の整備が一体的に実施できるよう、道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し一般会計から切り離し運営できるようにする。 地域活性 道民に対する 根			化	_ · · · ·		く、宋例で定めることができるようにする。
付税交付 社会資本関係業務の					000	
社会資本関係業務の 地方独立行政法人化 お海道開発局が北海道に移管されることを検討されていることを視野に、将来、開発局と道が所管する社会資本の整備が一体的に実施できるよう、道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し一般会計から切り離し運営できるようにする。		!	その他		262	仏域連合にも地方父符祝を父刊9句。
地方独立行政法人化 おうな できるよう、道の社会資本の整備が一体的に実施できるよう、道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し一般会計から切り離し運営できるようにする。		•				リカルトロス マー (> リントンギュ Tかがよし フー (ナ 4 S - 1 ナ カ ア) >
整備が一体的に実施できるよう、道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し一般会計から切り離し運営できるようにする。 地域活性 道民に対する 個続税に係る特例 264 北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移住を促進する。 独自基準の設定 本の特例 266 下M放送の間波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。				i ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	263	
地域活性 道民に対する 相続税に係る特例 264 北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移住を促進する。 独自基準の設定 本造建造物に係る基定 265 本造5階建ての建物を建てられるようにする。 準の特例 その他 FM放送波の地方自治体への割り当て 266 FM放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。 社会保障関係法の条 268 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可				地方独立行政法人化	}	i i
地域活性 道民に対する 相続税に係る特例 264 北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移住を促進する。						1
地域活性 道民に対する 根続税に係る特例 264 北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移住を促進する。 独自基準の設定 本造建造物に係る基定 265 本造5階建ての建物を建てられるようにする。 準の特例 その他 FM放送波の地方自治体への割り当て とともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可						を地方独立行政法人化し一般会計から切り難し運営できる
(化) 優遇措置 住を促進する。 住を促進する。 独自基準の設 木造建造物に係る基 265 木造5階建ての建物を建てられるようにする。 準の特例 その他 FM放送波の地方自 治体への割り当て とともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特 例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可						ようにする。
(化) 優遇措置 住を促進する。 住を促進する。 独自基準の設 木造建造物に係る基 265 木造5階建ての建物を建てられるようにする。 準の特例 その他 FM放送波の地方自 治体への割り当て とともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特 例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可						
独自基準の設 木造建造物に係る基 265 木造5階建ての建物を建てられるようにする。 準の特例 その他 FM放送波の地方自 266 FM放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特 6 例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。 268 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可		地域活性	道民に対する	相続税に係る特例	264	北海道だけ相続税を無税にして、資産家の北海道への移
独自基準の設 木造建造物に係る基 265 木造5階建ての建物を建てられるようにする。 定 準の特例 その他 FM放送波の地方自 治体への割り当て とともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特 例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。		化	優遇措置			住を促進する。
定 準の特例 その他 FM放送波の地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。						
定 準の特例 その他 FM放送波の地方自治体に割り当てるともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。			独白基準の設	木造建造物に係る基	265	木造5階建ての建物を建てられるようにする。
その他 FM放送波の地方自 治体への割り当て 266 FM放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特 例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。				i		,
治体への割り当て とともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。 自動車ナンバーの特例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。 文付する。 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可				<u> </u>	266	FM放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てる
			C 47 155			1
自動車ナンバーの特例 267 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。 J 福祉 福祉 社会保障関係法の条 268 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可				WW WANTER		l .
り」などの名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーを交付する。				白動車士ンパーの柱	267	
交付する。 交付する。 交付する。				∤ [] .	20/	
J 福祉 福祉 社会保障関係法の条 268 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可				159	L	1
		***************************************		4 +		(X) Y 000
				<u> </u>		
福 似化 似化 など法律そのものを北海道で条例化する。	J	福祉	福祉	1	268	,—
	福			例化		など法律そのものを北海道で条例化する。
社	祉	***************************************				,
164	1	1		1911 15 		なこ本件でのものをものはして本例もする。

[その後の道民提案追加分の内容]

提案事項名 国有林など国有財産の移管	
提案者	一般
提案の背景	
特例措置等の内容	・ 国有林など国有財産を無償で北海道に移管する。
期待される効果	道州制は国のあり方を変えること。国有林など国有財産を無償で北海 道に移管する、そういう形で、国を切り取って道に移すモデルケースと なる。
関係法令	国有林野の管理経営に関する法律、国有財産法など

提案事項名	木造建築物に係る基準の特例	
提案者	一般	
提案の背景	森林資源が豊富な北海道はそれを意識したまちづくりを行うべき。	
特例措置等の内容	・ 木造5階建ての建物を建てられるようにする。	
期待される効果	北海道が全国に先駆けて、木造 5 階建ての建物による町並みを形成できるようにする。	
関係法令	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法関係国土交通省関連告示 など	

提案事項名	相続税に係る特例	
提案者	一般	
提案の背景	北海道が自立するため、人・金を北海道に呼び込むことが必要	
特例措置 等の内容	・ 北海道だけ相続税を無税にする	
期待される効果	北海道だけ相続税を無税にすれば、資産家の北海道への移住が促進される。	
関係法令	相続税法、相続税法施行令、租税特別措置法ほか	

提案事項名	学校医に係る医師標準数の特例	
提案者	一般	
提案の背景		
特例措置等の内容	地方公立病院から派遣する学校医を、当該公立病院の医師標準数に 含まれるようにする。	
期待される効果	医師確保に悩む過疎地おける学校医の確保を容易にする。	
関係法令	医療法、医療法施行規則、学校保健法ほか	

提案事項名	社会保障関係法の条例化	
提案者	一般	
提案の背景		
特例措置 等の内容	・ 社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可など法律そ のものを北海道で条例化する	
期待される効果	各施策が住民により身近なところで判断できるようにする。	
関係法令	児童福祉法、障害者基本法、障害者自立支援法、生活保護法ほか	

提案事項名 労働基準法の条例化	
提案者	一般
提案の背景	
特例措置等の内容	・ 現行法は工場労働者と鉱山労働者を念頭に置き、サービス業や ホワイトカラーに真正面から対応していないため、労働基準法を条例 化し、対応させるようにする。
期待される効果	各施策が住民により身近なところで判断できるようにする。
関係法令	労働基準法など

提案事項名 公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例	
提案者	一般
提案の背景	
特例措置 等の内容	・ 公立病院で診療を行う開業医を、医師標準数の中に含められるよう にする。
期待される効果	医師確保に悩む過疎地のために公立病院のオープン化を促進し、地域 医療の向上を図る
関係法令	医療法、医療法施行規則ほか

提案事項名 広域連合への地方交付税交付	
提案者	一般
提案の背景	道州制を視野に、広域的な行政のニーズに柔軟かつ効率的に対応し、 権限委譲の受け入れ体制を整備することが必要
特例措置 等の内容	・ 広域連合にも地方交付税を交付
期待される効果	広域連合の取り組みが促進される
関係法令	地方交付税法ほか

提案事項名 高速道路の無料化	
提案者	団体
提案の背景	
特例措置 等の内容	・ 高速道路を無料化する
期待される効果	物流コストが削減され、本道経済が活性化するとともに、道民の行動 範囲が広がり、広域的な経済圏の形成が促進される
関係法令	道路整備特別措置法ほか

提案事項名	社会資本関係業務の地方独立行政法人化
提案者	団体
提案の背景	政府の地方分権改革推進委員会では、北海道開発局を北海道に移管することが検討されている。 これが実現した場合、効率的・効果的に運営するためには、道の一般会計から切り離して運営することが適当 この方法として道の一般会計から切り離して運営することがベターと考える。
特例措置 等の内容	・ 社会資本関係業務を地方独立行政法人の対象とする
期待される効果	・ 開発局の移管がスムーズに行われる。 ・ 開発局と道が所管する社会資本の整備が一体的に実施でき、効率的 効果的となる。
関係法令	地方独立行政法人法、地方独立行政法人法施行令

提案事項名	政令市の法定要件緩和(支庁単位の市町村合併)							
提 案 者	一般							
提案の背景								
特例措置 等の内容	・ 支庁の単位で市町村が合併すれば、政令市とする。							
期待される効果	合併して政令市となることで、広範な権限を持ちそれを活用すること で、住民生活の向上や産業振興に向けた施策を効果的に展開できる。							
関係法令	地方自治法							

提案事項名	郵便局の役場の支所化
提案者	一般
提案の背景	
特例措置 等の内容	・ 郵便局で役所の支所の業務を行えるようにする。
期待される効果	住民の利便の向上と、市町村の行政運営の効率化が図られる
関係法令	地方自治法、郵便局株式会社法 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律

提案事項名	FM放送波の地方自治体への割り当て							
提案者	団体							
提案の背景								
特例措置等の内容	・ FM放送の周波数を、放送波として地方自治体に割り当てる・ 地方自治体FM放送に係る電波出力、技術、電波使用料に関するものかかる基準を、電波出力に応じて緩和する							
期待される効果	住民や地域を訪れた訪問客に市町村の情報を提供し、行政と住民の距離を狭めるとともに、産業振興に役立つ。							
関係法令	電波法、放送法、放送法施行規則及び放送用周波数使用計画							

提案事項名	自動車ナンバーの特例
提案者	団体
提案の背景	
特例措置 等の内容	· 各陸運事務所名ではなく地域特性を出すために「オホーツク」など の名称とする。優良運転者に「北海道」のナンバーの交付する。
期待される効果	地域アピールと交通安全意識の高揚
関係法令	道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、自動車登録規則

提案事項名	都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲
提案者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	北海道議会議員の選挙区を公職選挙法で定めるのではなく、条例で定 めることができるようにする。
期待される効果	支庁の所管区域の変更が国の法律の影響を受けずに自由に行うことが できる。 地域の実態にあった選挙区の設定が可能となる
関係法令	公職選挙法

大分類	A 地域医療対策
中分類	地方病院の経営健全化

小分類	細分類	概要	提	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
態に即し	ープン化に係 る医師標準数	公立病院で診療を行う開業医を、医師標準数の中に含められるようにする。	1	1	・ 開業医等が病院のオープン化に伴う開放病床入院者への診療や医療機器の共同利用により診療を行う場合は、自らが主治医である特定の患者のみの診療であるため医師標準数に算定できない。・ 開業医等が診療支援として公的病院の患者の診療にあたる場合は、現行法令内で医師標準数に算定できる。・ 医師の配置数は医療法第21条で規定されている。	・ 医療法の特例	(メリット) ・ 医師標準数に医師数が足りないことにより診療報酬額が減額される公立病院にとっては経営負担の軽減に繋がる可能性がある。 (デメリット) ・ 地方部における医師は充足していないことから、患者に対する医療の質の向上には繋がらない。		保) 医務薬 務課	3317A

大分類	D 経済振興対策
中分類	その他

小分類	細分類	概	要	提到	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
物材を指性化	256 高速道路の無 料化	高速道路を無料流出を発送される。高速道路が消費を開発を開発を開発を開発を開発を開始した。 はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい	或され、本道 するととも 動範囲が広が 経済圏の形成		1	・高速道路等における有料道路制度は、限られた財源の中で早期に道路整備を行うことを目的とした仕組みであり、開後に料金を徴取っている。とを基本的枠組みとしている。・平のが行命令を受け、は独立のでは、日本高速のでは、日本高速のででは、日本高速のででは、日本高速のでででは、日本高速のででででは、日本高速のででででは、日本高速のでででででは、日本高速のででででは、日本高速のでででででは、日本高速のででででは、日本高速の保金でででででは、日本高速の保金ででででは、日本高速の保金でででは、日本高速の保金ででは、日本高速の保金を含むが、日本高速の保存を含むが、日本のでででででは、日本のででででは、日本のでででは、日本のでででは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	 道路整備特別措置法の特例 	(メリット) ・物流コストが削減され、経済活性化に 資するとともに、道民の行動範囲が広が り広域的な経済圏の形成が促進される。 (デメリット) ・高速収している会員担を他の財機道にで 新ら徴はしているな時を来したのは がければないいまで がらればないいまで がら担たをしまり得る。 ・現在、供用されている路を無料とで 領理を、生まの場合。。 ・現在、供用されている路を無力にで がなり現在、はので がであり、ないで ものであり、ないで ものであり、ないで ものであり、ないで ものである。 ・財源確保が困難となる可能性があり、 その場合は 高速道路整備に遅れを期すこととなる。		建)道路課	3319D

大分類 E 雇用対策 中分類 雇用対策

小分類	細分類	概	要	提到	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
労働環境の整備	257 労働基準法の 条例化	現行法は工場では、受験を表現では、対象をできません。対応をできませる。対応をは、対応をは、対応をは、対応をは、対応をは、対応をは、対応をは、対応をは、	に置き、サー イトカラーに 応していない 準法を条例化		1	 労働基準については、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基2 7条第2 項の規定のを宣がある」という憲法2 7条第2 項のに定めるとがなな法律の中心労働条件である。 ・ 預額を定める様々な法律の中心労働をである。 ・ 種類を問わず、事業又は事務者」を「職業用れる者」のでは、事業又は事務者」を「職業目れている。 ・ 労働基準法は、「労働者」等に使用される。 ・ 労働基準法は憲法第25条(生存権)、第27条(労働権)に基づき労働を件の基準は、第27条(労働条件の基準を定めため、法律で定めにい労働を生活を限しているが、計算を定めにより、第27条の必要なるとのであるとともにい労働を生活を限しているのの必要をあるとともにい労働者を使用する全ての事業所に適用される。 	・ 労働基準法の特例	(メリット) ・ 地域の実情に合わせた労働基準を条例で設定できるようになる。 (デメリット) ・ 雇用者が道外にいる場合の取り扱いが困難。 ・ 道内の雇用主が、道外の労働者を雇用するときの取り扱いが困難。 ・ 本州以南の労働者より、北海道の労働者の労働基準が下回ることがあり得るが、憲法上看過できることではない。		経用労政課	3316E

大分類 H 地域振興対策 中分類 地方自治の強化

小分類	細分類	概要	提案数 重被 除く		実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
基礎自治体の強化		郵便局で役場の支所を行えるようにする	 1 1	・ 市町村は支所、出張所を設けことができる。(地方自治法 155条) ・ 郵便局において、戸籍謄本、住民票の写し、納税証明書などの交付の請求の受付及び引渡しの事務といった、住民がよく利用する市町村の特定の事務については現行法で取り扱うことができる。(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律)	・ 地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する法律の改正等	(メリット) ・ 住民サービスの向上 ・ 市町村の組織及び運営の合理化に資する (デメリット) ・ 職員の身分(郵便局職員への地方公務員法の適用ほか)、市町村長の指揮監督など、市町村の組織及び運営の合理化に向け詳細な制度設計が必要。 ・ 郵便局における市町村の支所としての業務に要する費用の負担や算定のあり方についても検討が必要。		企)市課企)地域是	3322H
基礎自治体の強化		支庁の単位で市町村すれば、政令市とす	 1 1	 指定都市制度:人口50万以上の市が 政令で指定(人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都 市と同等の実態を有するとみられる都市 が指定されている。) 現時点、道内においては支庁管内のす べての市町村が合併するような動きは ない。 	・ 地方自治法の改正等	(メリット) 事務権限が強化され、市民の身近で行政を行うことが可能になり、次のような効果が期待される ・市民サービスの向上 ・地域特性を生かした施策の展開 ・市全体の活性化 (デメリット) 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える	ア(政等のなるをは、大学のでは、大学のいいがは、大学のでは、大学のいいがは、大学のでは、大学のいいがでは、大学のでは、大学のいいがでは、大学のいいは、大学のは、大学のいいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のはいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいい	市町村課	3321H
		国有林など国有財産で北海道に移管する	 1 1	・ 国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進するため、既に道州制特別区域計画の連携・共同事業として取り組んでいる。 ・ 国は国有林管理の一部独立行政法人化を平成21年度までに検討することとしたところ。	・ 国有財産法などの改正	(メリット) ・ 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能。 ・ 森林の管理について、国との連携、調整が不要となる。 (デメリット) ・ 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隅々まで行き届かない恐れ。		水林)総務課	3311H

				提3	案数						
小分類	細分類	概	要	IAE >	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
住民自治の強化	議員の選挙区	北海道議会議員公職選挙法のである。	定めるのでは 定めることが	1	1	・ 都第年 を	・ 公職選挙法の特例	(メリット) ・ 地域の実情にあった選挙区の設定が可能になる。 ※ 道議会議員の選挙区の区割りに関しては、道議会の意向を尊重する必要がある。		企)市課	3323H
その他	262 広域連合への 地方交付税交 付	広域連合にもま交付する。	也方交付税を	1	1	・ 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源であり、市町村及び都道府県に交付される。 ・ 広域連合等を組織している地方自治体には、交付税の算定方法に特例がある。(地方交付税法第13条第10項)・ 道内の広域連合は11団体ある(厚生福祉4、環境衛生5,教育1、その他1)	・ 地方交付税法の特例	(メリット) ・ 広域連合の財源が増加する場合は、広域連合が行う広域的な行政目的を達成するための取り組みが、より一層促進されることが期待される。 (デメリット) ・ 広域連合は構成市町村等の分担金をもって事務を行っているものを、広域連合へも地方交付税を交付することで、構成市町村等分の地方交付税総額が減少することが予想される。 ・ 地方交付税の交付団体について、都道府県及び市町村に広域連合を加えるり、現在進めている交付税の算定の簡素化に逆行することとなる。		企) 市町村課	3318H

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
小分類その他	細分類 263 本地 人 人 化 業立 立 名 資 の の 法 法 行 政 法 人 人 化	北海道開発局が北海道に移管されることを検討されていることを視野に、将来、	重複 除く	事実関係等のき、法治す、速自を、案れ、法実るこ、、るが場あ独したが実になわた、対しているが、対しているが、対しているのは、もにと行いた。こそつのは、のが、対しているが、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	実現するために考えられる手法・地方独立行政法人法などの特例		摘要	部課 企)	
				2 大学の設置・管理3 公営企業に相当する事業の経営4 社会福祉事業の経営5 その他の公共的な施設の設置・管理					

大分類	H 地域振興対策
中分類	地域活性化

小分類	細分類	概	要	提到	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
道民に対する優遇措置	110 100 100 1 1111 0	北海道だけ相線 して、資産家の 移住を促進する	の北海道への	1	1	相続税は、相続や遺贈によって取得した財産などが基礎控除額を超える場合にその超える部分に対して課税される。 道内の課税状況 日17 相続人 2,237人納付税額 146億円 日18 相続人 2,447人納付税額 202億円 日18 相続人 202億円 日18 日	・ 相続税法の改正	(メリット) ・ タックスヘイブンとして資産家の移住が期待できる。 (デメリット) ・ 税としての「冨の再配分」という機能が失われ一部の富裕層の利益のみに繋がる恐れがある。 ・ 実際に移り住むことなく、住所のみ移す可能性がある。		企) 地域主 権局	3313H
独自基準の設定	265 木造建造物に 係る基準の特 例			1	1	・ 国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資業物の敷地、をも的に、建築基準法に関するる。 ・ 防火関係については、建築基準法(第61条、62条)上、され、耐力を発生では、特造にかいがない、(現代性能は、対がが、関係については、構造計算により、対応が、関係にかられれば、現実的には考えにでも対応が、関係にかられれば、現実的にはないがで5階建の建物を支えるための強度を確保するのは難しい。 ※ 建築基準的を木造とする場合は・ 階数が3階以上・ 延べさが13mを超える・ 高さ超える場合のう算が必要となる。	・ 建築基準法等の特例	(メリット) ・ 木材需要の喚起につながる可能性がある。 (デメリット) ・ 仮に、耐火構造の適用について緩和することとなると、火災時等には周辺の建物も含めて被害が及ぶ恐れがある。 ・ 仮に、構造強度を緩和することとなると地震時等には周辺の建物も含めて被害が及ぶ恐れがある。 ・ 財産に危険が及ぶ恐れがある。		建)建设	3312H

		提案					実現した場合に考えられる		関係	個票
小分類	細分類	概要		重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	メリット・デメリット	摘要	部課	番号
その他	266 FM放送波の 地方自治体へ の割り当て				・ 国は、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用できるようにするため、電波法により利用目的に応じた使用可能な周波数帯と電波の出力を定めている。・ 一般の放送局とは異なり、区町村内の一部の地域において放送できるコミュニティ放送が平成4年1月に制度化されており、同制度により地域の特色を生かした番組などを通じて地域のきめ細かな情報を発信する事ができる。	・ 電波法の特例	(メリット) ・ 住民や地域を訪れた観光客に地域に密着した情報を提供し、行政と住民の距離を狭めるとともに、産業振興に資する。(デメリット) ・ 使用できる周波数に余裕がなく過密に使用されている状況で、他の利用希望者との間で調整が必要である。 ・ 電波の割り当てにより、新たな設備投資や電波使用料の支払など財政負担が増加する。		企) 地域主 権局	2302Н
	267 自動車ナンバ 一の特例	各陸運事務所名ではなく地 域特性を出すために「オホ ーツク」などの名称とする。 優良運転者に「北海道」のナ ンパーを交付する。	1	1	・ 自動車登録番号は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局を表示する文字と組み合わせることとなっている。(自動車登録規則第13条)・ 地域特性を出した名称については、「ご当地ナンバー制度」が平成18年10月から実施されている。(道内では今まで要望がない)	・ 自動車登録規則の改正	(メリット) ・ 地域特性を活かしたナンバープレートが発行できる。 (デメリット) ・ 優良運転者ナンバーについては、車両所有車と運転者が必ずしも一致しないこと、また、殆どのドライバーがナンバー変更の頻度が極めて少ない中で、優良運転者の認定変更に伴うナンバー変更を行う(ナンバーの地域名変更を行うときは、番号も同時に変更する)ことが困難など、実施面でクリアすべき課題が大きい。		企) 交通企 画課	2303H

大分類	J 福祉	
中分類	福祉	

小分類	細分類	概要	提	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
福祉	268 社会保障関係 法の条例化	社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可など法律そのものを北海道で条例化する。		1	・生命、健康に係る最低限の基準を守るために定めている児童福祉法など社会保障関係の各法は、憲法25条(生存権)の趣旨から国おいて定めることが望ましい。・保育所の認可は都道府県の権限。	社会保障関係法の特例	(メリット) ・ 保育所の施設設備や職員配置数などについて、地域の実情に応じた適切な保育サービスの提供を図ることができるようになる可能性がある。 (デメリット) ・ 新たな道の基準が道以外の地域と比較して下回ることになれば憲法の趣して下回ることになれば表法の趣も看過できるものではない。上回ることとなれば、その財源措置が必要となる		保)総務課	3315J

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類		地域医療対策
中分類	地方	病院の経営健全化

				提到	案数				理 由 等	関係	個票
小分類	細分類	概	要		重複	国の	現行法令で	現行施策の推進で その他		部課	番号
					除く	専掌事項	対応可能	対応可能		布대	田力
	254 学校医にかか る医師標準数 の特例		該公立病院の		1		0		・ 札幌市を除く道内小・中学校の学校医に委嘱される医師の30.4%は公立病院勤務であり、町村部では その率は55.3%。また、学校医に委嘱されている医師の兼務校数は平均2.4校で、町村部では3.6校となる。 ・ 学校医として派遣される日数が年間1~2日であるため、実態としてこの分を医師の現員数から減じる取扱いとしていない。	1717/	3314A
							: - - - -		・ 医師の配置数は医療法第21条で規定されている。(過疎地などについては軽減措置あり)	学校安	